

令和元年1月27日

神戸港ユーザー各位

神戸市港湾局

### 新型コロナウイルスに関連した集団発生への対応について

中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症に関し、港湾での荷役等の作業について検疫所並びに保健所へ確認した結果、以下のとおり対応をお願いします。

今回のウィルスは、咳などの飛沫感染により拡大するものであり、貨物については、野生動物などを除くと貨物により感染するものではありません。

検疫所によると、海外からの入港時には、旅客船、貨物船ともに、日本に入港する最初の寄港地にて船内で検疫所による検査が船員に対しても行われ、検査の結果、感染の疑いがなく、問題ないと判断されれば入港が許可されます。

その後も、船内で法定期間内（28日）は、感染の疑いが見受けられれば、寄港取り消しなどの措置が実施されており、水際対策を実施し、安全性が確保されているとのことです。

先日開設した武漢港との直行航路において、日常業務で乗組員と接触される場合も、感染の可能性は低いものとされています。

なお、保健所からは業務に際し、風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、マスクを着用の上、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うよう周知がなされています。

#### 【担当】

神戸市港湾局工務・防災部  
海岸防災課  
松浦、竹本

（電話）078 - 595 - 6324